大阪府知事 **横山ノック殿**

大 阪 市長 **磯村 隆文殿**

**釜ヶ崎反失業連絡会**

大阪市西成区萩之茶屋3－1－10ふるさとの家気付

**定着した「不況」に見合う対策を**

　本年４月２８日に公表された「労働力調査（速報）平成１０年３月分結果の概要」によれば、完全失業者は２７７万人にのぼり、建設業の就業者数は、昨年同月と比べ２７万人も減少していることを示している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実数（万人） | 前年同月増減（万人） |
|
| ３月 | ２月 |
| （産業別就業者） |
| 農林業 | 296 | -6 | 1 |
| 建設業 | 662 | -27 | -14 |
| 製造業 | 1,373 | -65 | -64 |
| 運輸・通信業 | 398 | -3 | -4 |
| 卸売・小売業、飲食店 | 1,480 | 21 | 19 |
| サービス業 | 1,683 | 56 | 60 |

釜ヶ崎の状況もどん底にある。

求人数はさらに低迷を続け、「炊き出し」に依存せざるを得ない労働者が増えている。



　市更相の生活保護相談者数も急増し、「知恵」を使っての施設収容人員の増加も限界に達していることを示している。

一昨年を上回る「不況」が釜ヶ崎を覆ったことは明らかであり、今年はさらに深刻度を加えるであろう事は、誰でもが予測可能なことであろう。

私たちが5月9日午後11時から3時間にわたって西成・天王寺・浪速・阿倍野・中央の各区で行った野宿者数調査によっても3,422人にのぼっているのである。

　では、一昨年・昨年の事実を踏まえ、行政として今年の事態にどう対応しょうとするのか。残念ながら目に見えてこない。

　「あいりん総合対策検討委員会」のまとめも公表され、指摘されている事柄も多い。

　行政も加わっての検討委員会であり、まとめの文章に書かれたことについては行政として責任を持つのが筋であろう。にもかかわらず、今年度について新たな対策が打ち出されないのは、行政の怠慢といわざるを得ない。

　釜ヶ崎反失業連絡会は、悲鳴を上げ困惑しながらも、すでにボランティア活動では対応困難なほどに膨れ上がった三角公園での炊き出しを辛うじて維持し続けている。

　遅々と進まぬ行政対応に怒りを感じながら、それでも少しでも労働者の苦難を軽減するために、再々再度以下を要求する。

要求に対する行政の不適切な対応によって引き起こされる事態についての責任は、挙げて行政の側にあり、釜ヶ崎反失業連絡会の側にないことは、これまでの交渉経緯に照らして明白である。このことをしっかり踏まえて回答されたい。

記

◎　緊急に野宿者のための宿泊所を設置すること

1. 不況に対応した就労対策を行うこと

国も不況の深刻さを認識し、公共工事を中心とした対策を打ち出している。それらの公共工事に日雇労働者の一定割合の就労枠を確保すること。

1. 雇用保険被保険者手帳所持者が、受給資格を失うことがないよう、就労日数確保の独自の対策を打ち出すこと。
2. 求人業者のセンター登録体制について責任をとること。
3. 大阪府・市の共同負担で、早急に、ドヤ券・食券の発行を開始されたい。
4. 施設・病院から退院・退所するものが保護の継続を希望した場合、敷金を支給し、積極的に居宅保護を推進すること。
5. 大阪市は早急に、ドヤでの居宅保護を認められたい。
6. 緊急就労対策として東京“山谷”並みの「特出し」を実施されたい。
7. 以上のいずれもが実施できない場合、路上に放置するよりいささかましな対応として、そして、早急に夜間開放に代わる対策を打ち出すことを前提に、センター１階の夜間開放を大阪府市の責任において実施されたい。その場合、センターを夜間利用する労働者に対してセンター内食堂で使用可能な「食券」を発行されたい。
8. 府市協力して就労対策を確立されたい。
9. 各区に「リサイクルセンター」を設置し、釜ヶ崎労働者の就労場所とすること

各区に生ゴミ以外の一時集積所を設け、資源ごとの分別を徹底し、再利用を計ることは人類の義務に応える道である。釜ヶ崎労働者は分別作業を担うことで人類の未来に貢献する。とりあえず、各区百人として2,400人、交代要員を入れて3,000人の就労が可能となる。経費は産業界に負担を求める大義名分もある。

1. 高齢者清掃事業枠を300名まで増員されたい。
2. とりわけ大阪府は通年化を含め、増員に真剣に取り組まれたい。
3. 西成労働福祉センターの高齢者就労現場拡大活動を更に強化すること。
4. 建設退職金共済制度の公共事業現場での完全実施、民間事業への拡大実施を現実化すること。
5. 釜ヶ崎地区あるいは周辺に低家賃住宅を建設されたい。
6. 区に対する要求項目について、大阪府市においても検討されたい
7. ５月25日までに回答されたい

１９９８年５月１９日